

【練馬区住まい確保支援事業】

(案)

住まい探して お困りの方を 区がお手伝い



※イラストはイメージです。

区では、年齢や身体状況などの理由によりアパート探しでお困りの方を対象に民間賃貸住宅の空き室情報を提供するサービスを行っています。

ご利用できる方

高齢者世帯

65歳以上の単身
または高齢者のみ世帯

障害者世帯

障害者の単身
または障害者のいる世帯

ひとり親家庭

18歳までのお子さんのいる
ひとり親家庭

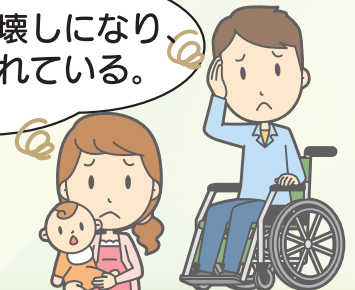
こんなときは、ご相談ください。



賃貸住宅を探しているが、
年齢を理由に入居を断られた。

アパートが取り壊しになり、
立ち退きを迫られている。

階段の上り下りがつらいので、
1階の部屋に移りたい。



受付窓口

- 練馬総合福祉事務所(〒176の地域にお住まいの方)
【豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎2・3階】
- 光が丘総合福祉事務所(〒179の地域にお住まいの方)
【光が丘2-9-6 光が丘区民センター2階】
- 石神井総合福祉事務所(〒177の地域にお住まいの方)
【石神井町3-30-26 石神井庁舎3・4階】
- 大泉総合福祉事務所(〒178の地域にお住まいの方)
【東大泉1-29-1 大泉学園ゆめりあ1(4階)】

受付時間

午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)
《予約不要》

お問い合わせ先

練馬区都市整備部住宅課管理係
(区役所本庁舎13階)

TEL:03-5984-1289

窓口申請から契約までの流れ

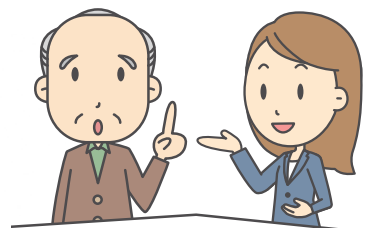
STEP 1

区の受付窓口(総合福祉事務所)にお越しください。

- 家賃、部屋の広さ、最寄り駅など住み替え先の希望条件をお伺いします。
- 高齢者の方には、住み替えに際して、緊急通報システムの入居先への設置(利用者負担有)をお願いしています。



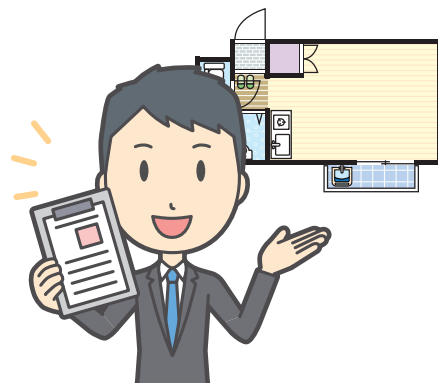
「緊急通報システム」



STEP 2

お部屋探し

- お客様の希望条件を不動産団体に照会し、ご希望に合うお部屋を探します。
- 窓口でのお申込みから、1週間から3週間程度で、お部屋探しの結果を郵送でお知らせします。



STEP 3

お部屋の下見、賃貸借契約

- ご希望に合う物件があれば、物件の取扱不動産店にご自身で連絡していただき、お部屋の下見などを行ってください。
- 物件が気に入れば、賃貸者契約手続きになります。契約はご自身で行っていただくものです。契約条件をよくご確認のうえ、契約してください。



ご注意ください

- 希望に合う物件が見つからないときは、物件情報の提供ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 区は、賃貸借契約については、責任を負うことができませんので、ご了承ください。